

平成24年第4回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年11月8日）

---

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

議員自己紹介及び挨拶

○議長（山崎数彦君） 開会に先立ちまして、さきに行われました歌志内市議会議員補欠選挙において当選の榮譽を得られました本田加津子さんを御紹介いたします。

本田加津子さん、その場で自己紹介を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

○7番（本田加津子君） おはようございます。

ただいま御紹介いただきました本田加津子でございます。

このたびの選挙に当選させていただき、目を重ねるごとにお与えいただいた仕事の重みを感じ、身の引き締まる思いでございます。

耳なれない言葉や見なれない桁の数字の大きさなど、覚えることはたくさんありますが、学ぶことは苦手ではありませんので、初心を忘れず議員としての責務を果たしてまいり所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

市長挨拶

○議長（山崎数彦君） ここで、このたび新市長になられました村上市長より御挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

村上市長、御登壇願います。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。御挨拶申し上げます。

私、このたびの市長選挙におきまして初当選、市政を担うことになりました。市民の幸せのため、住んでいてよかったと言われるまちづくりに職員とともに全身全霊を傾注し、努力してまいりたいと考えております。

市議会の皆様におかれましては、今後ともよろしく御指導、御鞭撻くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

（午前10時02分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） ただいまから、平成24年歌志内市議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 席 の 指 定

○議長（山崎数彦君） 日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび当選されました本田加津子さんの議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議席番号7番に指定いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本田さん、議席標をお立てください。

### 会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第77条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、7番本田加津子さんを指名いたします。

### 会 期 の 決 定

○議長（山崎数彦君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

### 諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、選挙1件、市長より送付を受けた議案5件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

**常任委員、議会運営委員及び特別委員  
の選任について**

○議長（山崎数彦君） 日程第5 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任についてを議題といたします。

欠員となっております行政常任委員会委員、議会運営委員会委員及び決算審査特別委員会委員に委員会条例第7条の規定により、本田加津子さんを議長より指名しておりますので、報告いたします。

ここで、決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時11分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ここで、報告いたします。

決算審査特別委員会において欠員となっております委員長に、梶敏さんが選任された旨、通知がありましたので報告いたします。

**選 挙 第 1 号**

○議長（山崎数彦君） 日程第6 選挙第1号石狩川流域下水道組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

この件については、石狩川流域下水道組合議会議員の欠員に伴い、石狩川流域下水道組合規約第5条第4項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、本田加津子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました本田加津子さんを石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました本田加津子さんが石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました本田加津子さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

〔岩崎総務課長、退場〕

## 議案第50号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第50号副市長の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第50号副市長の選任について御提案申し上げます。

下記の者を歌志内市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地36。

氏名、岩崎雄逸。

生年月日、昭和33年12月24日。

提案理由は、副市長として新たに岩崎雄逸氏を選任しようとするものでございます。任期は4年間です。

次ページをお開き願います。

岩崎雄逸氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字文珠237番地11。

現住所、歌志内市字文珠158番地36。

学歴、昭和52年3月、北海道立砂川北高等学校卒業。

職歴、昭和52年4月、歌志内市に奉職。平成16年11月、税財課長補佐、平成17年4月、税財課長、平成19年4月、総務財政課長、平成22年4月から総務課長兼選挙管理委員会事務局長として現在に至っております。

以上でございますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

〔岩崎総務課長、入場〕

○議長（山崎数彦君） ここで、新しく副市長に選任されました岩崎総務課長より御挨拶を受けたいと思います。

岩崎総務課長、御登壇願います。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

副市長の選任について御同意を賜りました岩崎でございます。

ただいま、議長の計らいによりまして御挨拶の機会を与えていただき、心から感謝申し上げます、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

まずもって、副市長の選任に当たりまして御同意を賜りましたことに感謝とお礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

私としては、まことに身に余る光栄であり、今後、村上市長の手足となって与えられた職責に恥じないよう、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

ただ、私は経験も浅く、極めて平凡な人間でありますので、何かと不都合やら御迷惑をおかけすることが出てくるかもしれません。常にツーアウト満塁という危機意識を持ちながら、精いっぱい頑張っておりますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻、さらには市民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、意を尽くしておりますが、副市長の選任に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔幕田教育委員長、退場〕

午前10時20分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

## 議案第51号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第51号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第51号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

記。

住所、歌志内市字本町73番地30。

氏名、幕田京人。

生年月日、昭和33年4月3日。

提案理由は、教育委員会委員幕田京人氏が平成24年11月9日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は4年です。

なお、経歴は裏面のとおりでございますが、再任でございますので省略させていただきます。

す。

以上でございますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、これに同意することに決定いたしました。

〔幕田教育委員長、入場〕

## 議 案 第 5 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第54号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第54号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、旭川市東旭川町共栄15番4。

氏名、森塚勝敏。

生年月日、昭和27年12月9日。

提案理由は、教育委員会委員吉田英一氏が平成24年11月20日をもって任期満了し、退任となるため、新たに任命しようとするものでございます。任期は4年間です。

次ページをお開き願います。

森塚勝敏氏の略歴でございます。

本籍地、札幌市北区新琴似9条14丁目。

現住所、旭川市東旭川町共栄15番4。

学歴、昭和50年3月、日本体育大学体育学部体育学科卒業。

職歴、昭和50年4月、北海道女満別高等学校教諭、昭和58年4月、北海道小樽商業高等学校教諭、平成7年4月、北海道利尻高等学校教諭、平成13年4月、北海道歌志内市高等学校教頭、平成16年4月、北海道札幌稲北高等学校教頭、平成18年4月、北海道小樽桜陽高等学校教頭、平成19年4月、北海道士別東高等学校校長、平成22年4月から北海道旭川東栄高等学校校長として現在に至っております。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

〔森塚教育委員、入場〕

---

○議長（山崎数彦君） ここで、教育委員に再任されました方、教育委員を退任される方及び新たに教育委員に選任されました方々より御挨拶を受けたいと思います。

初めに、再任されました幕田委員にお願いいたします。

幕田委員、御登壇願います。

○教育委員（幕田京人君） ー登壇ー

一言、御挨拶させていただきます。

このたびは、教育委員の選任をいただきまして心から感謝申し上げます。

当市におきましては、泉谷市政から村上市政へと新しい市政が誕生いたしました。当教育委員会におきましても、このたび吉田教育長が任期満了により退任することとなりました。吉田教育長におかれましては、長年にわたり当市の教育行政に多大な御尽力を賜りましたことを、この場をおかりいたしまして心から感謝申し上げます。

この後は、新しい体制のもと、微力ではありますが、私なりに精いっぱい頑張ってまいりたいと、かように思う次第であります。

議会の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど心からお願い申し上げ、簡単ではございますけれども私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ありがとうございます。

次に、任期満了により退任されます吉田教育長にお願いいたします。

吉田教育長、御登壇願います。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

この場からお話できるのは最後になるかと思うと、一抹の寂しさはありますが、私の退任に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

私は、この歌志内で生まれて、炭川に遊び、炭川でアルバイトをして育てられたと思っております。

教職を志してからは、今はありませんけれども、この中央小学校を振り出しに、延べ8市町11校、空知の学校を経験いたしてきました。最後は岩見沢明成中学校の校長として退職いたしました。その後、生まれふるさと歌志内の教育行政をということをお受けいたしまして、

これ以上の私は教職人生として幸せはあり得ないなど、こう思いながら3期12年間にわたって、この歌志内の教育行政をお任せいただいたこと、本当に身の余る、また、自分の人生の最高の喜びとして12年間努めてきました。

それではお前は、この歌志内で教育行政で何をして、何を残したのかと言われてますと、私はただ精いっぱいやりましたと。教育というものは、その時代その時代に次々と課題が湧き出てくるものであり、それに対応して最善を尽くしていくのが教育長の仕事だと思っています。したがって、何を残して何をやったかといわれたら、常に全力で尽くすしかない、常に心がけております。

教育長としてのこの12年間、議会議員の皆さんには非常に優しく、時には手厳しく御指導を受けながらお世話になってきたと思います。おかげをもちまして、空知教育長会の会長、それから全道、全国の副会長も体験させていただいたということは、私はもう身に余ることと思ひ、今は大満足であります。

わずかな体力、気力を残しながら今、教育長の職が終われること、非常に喜びに思っております。この後は、生きていくことに一日一日喜びを感じながらも、せめて暴走老人にだけはならないで人生を終わりたいなど、こう思っております。

12年間大変お世話になった議員の皆さん、また、役所の皆さん、それから市民にお礼を申し上げて退任の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長、まことにありがとうございました。大変御苦労さまでした。

次に、新たに選任されました森塚委員をお願いいたします。

森塚委員、御登壇願います。

○教育委員（森塚勝敏君） ー登壇ー

ただいま選任されました森塚勝敏と申します。

現在、北海道旭川東栄高等学校長を務めております。私は、平成13年4月から平成16年3月まで、歌志内高校の教頭をしておりました。この間、歌志内高校は学校存続問題で歌志内市や歌志内市教育委員会と深くかかわらせていただきました。

また、外郭団体においては、市町村合併が叫ばれる中、かもい岳スキー場を有する歌志内を中心に、滝川、砂川スキー連盟との合併を図り、現かもい岳スキー連盟の設立に努めました。この3年間、貴重な経験をさせていただき、私自身、大きく成長いたしました。

今回、このような機会を与えていただき、まことに光栄に思うとともに、これから歌志内市のために全力で教育行政を担っていきたいと考えております。どうか、温かい御指導、御支援賜りますようお願い、選任の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ありがとうございます。

〔森塚教育委員、退場〕

---

午前10時36分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

## 議案第52号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君）　－登壇－

議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、歌志内市字神威256番地4。

氏名、板谷宏。

生年月日、昭和26年6月13日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員板谷宏氏が、平成24年12月13日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間です。

なお、経歴は裏面のとおりでございますが、再任でございますので省略させていただきます。

以上でございますので、御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、これに同意することに決定いたしました。

### 議 案 第 5 3 号

○議長（山崎数彦君）　日程第11　議案第53号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君）　－登壇－

議案第53号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第53号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,674万6,000円とする。

2項は省略いたします。

2ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

7款1項とも商工費2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金5,500万円の増額補正は、新産業等創造事業助成金の増でございます。

助成事業の概要について御説明いたしますので、臨時会資料1ページをお開き願います。

事業名は、室内パークゴルフ場整備事業。

申請者は、歌志内市字神威140番地。株式会社藤樹園代表取締役斉藤靖。

本事業は、市内の空き工場旧北大フクイ跡を利用して、冬期間でもプレーができる室内パークゴルフ場を整備し、夏期間のペイントボールなどとあわせて、年間を通じて施設の利用を図るものであります。

雇用面においては、初年度に3名の新規雇用を計画しております。

事業費は、建物改修整備費等8,849万1,000円で、助成申請額は5,500万円であります。また、助成金については、歳入において空知産炭地域振興助成金を同額補正しております。

なお、資料の2ページ以降については、交付金申請書の写しですので御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

19款諸収入4項8目10節とも雑入、5,500万円の増額補正は、空知産炭地域振興助成金の増によるものです。

以上で、議案第53号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 7点ばかりについて、質問をさせていただきます。なお、この質問については3回しかできないということになっておりますので、的確な答弁をお願いをいたします。

まず第1に、歌志内市新産業創造等事業促進条例の第4条の第2項にある内容の審査は、誰がどのように行っているのか。また、申請者から出てきた事業費の内訳等はどのような形で審査をしているのか。

なお、聞くところによりますと、センターの審査会は弁護士とか公認会計士、大学講師等、そうそうたるメンバーで組織をして慎重に審査をしているようでございますので、その辺も考えて質問をいたします。

2番目でございます。

これらの類いのは、別な条例でございますけれども、歌志内市産業開発促進条例とのかかわりはないのか。当然、私がかかわりがあると思いますが、市の考え方を伺いたいと思います。

3番目でございます。事業計画を見ますと、4月1日から開始となっております。申請は8月30日となっております。この制度の手続、手順はどのようになっているのか。なお、これは両者の問題ではなくて、行政の問題としてお伺いをしたいと思います。すべてそういうことでございます。

4番目でございます。前にも私以外にも質問した人がいると思いますが、このような重大な問題は、毎月常任委員会が開催されているにもかかわらず、全く報告もなく、急にきよ

う補正が出てくるのであります。余りにも議会軽視ではないのかと思います。落成式が11月15日と聞いておりますけれども、既成事実をつくって、補正を我々に審査すれというのか、その辺を伺いたいと思います。

5番目です。この助成制度は、市とセンターのかかわりはどのようになっているのか。市もセンターも、事後承諾となっておると思います。この取り扱いでいいのかをお伺いいたします。

また、市からセンターに、市が審査をしてセンターに送付するわけですが、センターの審査会で却下されることがあるのかなのか、それもあわせてお伺いしたいと思います。

6番目、なお、この新基金は、たしか7億5,000万円の残高があったと記憶をしております。そこで、もし、このきょうの補正5,500万円が可決になったとすれば、あと残金ほどのぐらいいあるのかをお伺いしたいと思います。

7番目。新基金の今後の計画的な使い道を検討されているのか。特に、市の単独事業についての計画があるのかをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の条例の申請、審査、この助成事業についての申請について、どのような形で審査しているのかということでの御質問についてお答え申し上げます。

基本的には、事務所管でございます産業課の中で、各事業者からの申請内容についてチェックをし、その事業事業によって事業内容が違いますので、それらによって建設物の関係があったりとか、例えば、農政事業の物件であったりとか、それぞれ制度的な問題とか、いろいろなことがございますので、それらの部分につきましては、関係する所管と事業申請内容について御相談をしておりますけれども、基本的には当課の中で精査をしているということでございます。

それから、産業開発条例とのかかわりということでございますけれども、現在、産炭地の部分につきましては、この基金制度がございますので、新産業創造等事業、この助成事業を事業内容としても事業者にとって有効な形で制度内容でございますので、これらのほうを基本的にし、この新基金の新産業創造事業の中ですくえない部分に該当しないもの、それらについては産業開発条例を適用させるという形になりますけれども、ほとんどの部分については新産業創造事業の促進条例の中で、これまでの申請事業内容については網羅できましたので、こちらのほうを助成事業として適用させているということでございます。

それから、事業計画の部分での、言うなれば認定までの手続、手順という形での御質問かというふうに受けとめさせていただきます。基本的に、事業期間につきましては、この事業申請者が着手した時点、言うなれば、その動きといいますか、それらの部分からが開始日とされます。それから終了につきましては、建物であれば完成、その後の経理的な事務、これらをもって完了とし、市に実績報告書が提出をされるという形になります。

それから、センターとの流れにおきましては、新基金の助成申請につきましては、年2回の申請を受け付けております。年度内の第1次につきましては4月、第2次につきましては9月という形になっておりまして、それまでに各計画を持っている事業者と打ち合わせ等を行い、それらについて提出期限であります、今回でありましたら9月5日が提出期限でございましたので、8月30日をもって申請書をセンターのほうに提出したというところでございます。

その後、その事業申請内容におきますヒアリングをセンターと行い、それから10月5日に

審査会が開かれ、10月25日に理事会総会において基金の一部承認が審議がされまして議決をされ、現在のところは、その基金を取り崩すための知事承認手続をセンターと道が行っているという状況でございます。

4番の部分でございますけれども、この部分につきましても、今、前段申し上げた部分と重複する部分でございますが、今回の事業申請者であります市内パークゴルフ場の整備事業、これらにつきまして進捗状況が早く完了する見込みとなっております。また、先ほど申し上げました申請等、審議、議決等の部分でのタイムスケジュールの部分からしても、10月25日にセンターの理事会総会において基金の一部承認、一部処分につきまして議決をされたことから、それをもって確定ということで、今回10月での委員会での報告ができなく、臨時会の補正予算にあわせて御報告をさせていただいたということでございます。

これらにつきましても、今後、先ほど申し上げたとおり、申請事業者の進捗状況が早いことから、事業実績報告が早く提出される見込みであります。よって、その検定後、速やかに事業者に対して助成金の交付をしたいことから、12月の定例会では非常に事業者にとって御迷惑をかける部分も出てまいりますし、計画の部分でまた新たな負担が出てくる部分もございますので、臨時会で御提案をさせていただいたところでございます。

それから、センターと市の関係、それから事業申請において却下されることがあるのかということでの御質問かと思いますが、これらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、1次、2次申請を上げていく形で正式な申請提出をする前にヒアリング等も行っております。また、個別での事業内容についての相談等もセンターと行う部分もございますが、これまで正式に申請提出をし、審査会で却下された事例は1件だけでございます。多くの部分につきましては、その前段での協議の中で事業内容の見直しとか、それから申請予定を取り消すと、このようなことの事例はこれまでも幾度もございますが、正式に申請を行い却下された事例は1件でございます。

新基金の残額の部分でございます。これにつきましては、本年度におきましては、現在、この室内パークゴルフ場、それから水耕栽培事業、それから高齢者の住宅事業の3件と、それから市の観光産業、スキー場の改修工事業の計4件が、今24年度では進捗している状況でございます。

これらについての事業実績報告が、それぞれ近々に出てくる予定になりますが、まだ事業実績報告の数字が固まっておきませんので、あくまでこれまでの申請での対象経費を助成額と置きかえた場合について、これまでの部分でこのパークゴルフ場整備を含めて3億4,260万円の助成額になる予定でございます。そのため、残額については4億740万円という形になりますが、先ほど申し上げたとおり、今期における事業実績報告がまだこの後となりますので、若干数値は変わるというふうに思っております。

それから、今後の計画的使い道ということでございますけれども、現在、企業誘致として協議をしている案件についての1件と、それから継続的な部分での事業拡張予定をしている事業1件の部分がございます。そのほかにつきましては、観光産業拠点施設の活性化事業をどのように取り扱っていくかということが今後の計画的な部分と、また使い道の内容についてになるかというふうに想定をしております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 産業振興課長。

○産業課長（佐藤守君） 申しわけありません、センターと市とのかかわりという部分の中からのお話しだと思います。

事業実施主体については、空知産炭地と、それから釧路での部分での構成されている、空知だけ申し上げれば5市1町が構成市になります。これらの、言うなれば、産炭地振興策での制度としてこの基金制度がございますので、これらをセンターは取りまとめるという形と、指導をいただくというのがセンターの大きな役割かというふうに思っています。

それらについてのかかわりの中で、北海道や関係団体との調整、それらについてもセンターの部分で動かれる部分、事業内容、目的を持った形で進められているということかと思いません。

それから、あくまで審査会で構成されていますので、これらについてはセンターは事務局サイドになりますので、審査会の中では審査委員長を初め、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、弁護士さんですとか経済学の大学の先生ですとか、それらの方々がその審査をしているということの中で、事業申請内容について審議をする機関ということになっております。センターはあくまで事務局としての立場で、その事務を管轄しているということかというふうに理解しております。

○議長（山崎数彦君） 10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 申しわけございません。何点か答弁漏れがございましたので、申し上げたいというふうに思います。

1点目の御質問の中での事業経費、それから事業期間等についての部分で答弁漏れがありましたので御答弁申します。

申請におきます事業期間につきましては、あくまで事業申請者が着手をした期間でございます。それから終了につきましても、事業期間としてそれぞれの中で事業終了予定を明記し、これを市のほうに申請として上げているという形でございます。申請が正式に上がってからの部分で協議をするというよりは、事業の内容によっては着手する事業期間が早く進んでいる部分もありますので、本申請を待たず、それらについては各事業者と申請事業者と協議を進めていくというのが、これまでの事業での、この申請に至るまでの流れでございます。

それから、申請時におきましては、事業者から会社の場合であれば定款の写しですとか、それから決算書類の財務諸表と、それからその事業内容における、例えば設備であれば機械ですとか装置の算定資料、それから事業内容にもよりますけれども、今回の場合でいけばパークゴルフ場における道内の状況とかそれらについて、事業者が申請に伴っての添付書類としてつくられ、それらの内容について、先ほど申し上げたとおり、所管でそれらについて確認をし、関係する部分につきましては関係する所管と協議をしていっているというのが実態でございます。

それから、事務手続上の事後承諾ではないかということでございますけれども、基本的には先ほど申し上げたとおり審査会へ本申請を行い、審査会で承認をされ、その後、総会において基金の取り崩しの承認をもって正式な形での事業での承諾というふうに思っております。

しかしながら、事業内容においては季節的な問題とか、それから事業に係る期間、これらについては、言うなれば事業者、申請者の部分での、もし不認定という形になれば、これは事業者の部分での負担の中で事業を行っていかねばならないということが出てまいります。そ

それらについては慎重に協議といたしますか、事業者から御相談を受けたときに、それらについては慎重に判断をしていかなければなりませんけれども、本事業については、道内にはまれに見るパークゴルフ場の部分の整備をされるということと、本市の産業の基盤的な部分の中で新たな事業をされる、それから空き工場だったものが利活用されるというような判断の中から、概要で御相談があったときにこれらはセンター、北海道とも協議をし、この促進事業内容について問題はないというものの中から進められていっている。

期間についての先ほどの認定等については、先ほど申し上げたとおり、手続、手順でのそれぞれの審査会、それから総会等の日程で進められる部分でございますが、あくまでも事業についてはその中で進めていったということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私、冒頭申し上げましたように、3回しかできませんので的確な答弁をいただきたいということで冒頭申し上げました。

それで、私も質問のときに、ゆっくりしゃべったつもりでございますけれども、そういうことで再質問をさせていただきます。

それで、私、1番、2番の関係なのですけれども答弁がありました。それで、歌志内市産業開発促進条例という条例がありますよね。この目的、第1条では、この条例は歌志内市において多様な産業の開発を促進するため、工場または特定施設（以下、工場等と言う）を新設し、または増設するものに対し、助成の措置を行うことにより産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民の福祉の向上に資することを目的とすると、こういうことで第1条に目的がうたっているのですよね。

それで、確かに先ほどの答弁があったように、この新産業創造等事業促進事業、二つ同じような条例ありますけれども、私の言うのは、それで先ほどセンターではこうこうこういう人を置いて審査をしていますよと、こういうことも私、質問の中で申しました。それで、この歌志内市産業開発促進条例を見ますといろいろ書いてあります。それで、私の言いたいのは、ここに産業開発促進事業審査委員会というのを設けているはずなのですよ。それで、この委員は市長が委嘱をして、5名で組織をされておりますよと、こういうことですね。そして中身は、先ほど答弁がありましたように、補助金だとか助成金にどうのこうのというのはありますよ、確かに。ですけれども、審査をするときに、先ほどの答弁では課の関係者でやっておりますと、こういう答弁でございました。私は、先ほども申しましたように、せっかくこういう条例である委員会があるわけですから、委員だれがやっているかはわかりませんよ、あるわけですから、せめてこの審査はこういう委員さんを活用して審査をしてセンターに送ると、こういうような方法があるのではないかということで、質問の中で私はそういうふうに考えるのだけれどもどうだという質疑をしているわけですよね。それで、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

というのは、やはり職員の見方と、この委員さんがちょっとメンバーわかりませんが、例えば事業をやっている人の見方とか、そういうのがあるのではないかという気がするのです、私は。だから、センターのほうも公認会計士だとかそういう人を委嘱して審査をしているのではないかという気がするのです、私は。だからそういうことで、それでは課で全部できるのかということになれば、私はちょっと無理ではないかなという、こういう事業については。ですから、そういう専門家というか、そういう人も入れて審査をしてもらうのが当然でないかということなのです。

それから、確かに私もこれ知っています。年2回センターでやるということは、それで、

ちょっとはしよりますけれども、議会軽視だということを私申し上げました。議会軽視だと思うから言うのです。それで、先ほども言いましたように、常任委員会が毎月開催されているにもかかわらず、常任委員会に報告したからといっていいということにはなりませんけれども、開催されているにもかかわらず、先ほどの答弁では、8月30日にできて、9月5日に送って、10月の何日だかにやって、そして関係の首長が集まって決まったのだよと、これはそうでしょう、手続上そう言っているのだから。ですけれども、その答弁の端々に、この計画書が8月30日に出てきたのだけれども、その前に何回も打ち合わせをして、そして30日に出してもらって5日に送っていますよと答弁を言っているのですよね。そうしますと、恐らく8月30日の前、私は恐らく遅くとも5月ころからそういう話が担当者と業者とあったのではないかという気がするのですよ。そして、やはりこれからもまだ再度質問いたしますけれども、却下の件数だってあるわけですから、そうしますと、その話があった時点で、今こういう業者がこういうことで検討しておりますと。近いうち、後日、助成の問題ですから、センターで決まった場合には補正をやらせていただきますとか、事業内容はこうですとか、そういうことを8月30日に出てきたから報告する暇がなかったというのは、私に言わせれば言うなと言いたいのですよ。もう少し議会に情報を出していただかないと、そうしたら議会は何やってるのだ。我々は、やはり議員としてチェックするあれがあるわけですよ。そうしたら議会議を本当に無視して進めていいのかと、こうなるわけですよ。議案に上がってこないならいいのですよ、勝手にやりなさいというふうになるわけですよ。ですけれども、そういうものではないのかと、私はこれを言いたいのです、もう本当に。

それで、先ほども言ったように、事前に何も話さなくてぽっと出てきて、これ認めれや、審査すれやと、こうなるのですか。確かに否決をすると、これは業者大変ですよ、5,500万円も助成するわけですから。

それからもう一つは、事後承諾ということを私言いました。答弁ありました。それで、万が一ですよ、今までも却下がありましたと言っているわけですから、万が一、9月の審査会にかけるために9月に送って審査をして、センターで却下をされた場合にはだれがどう責任をとるのかと。業者が全部かぶるという話をしましたけれども、それこそ大手とかゼネコンであればいいですよ。歌志内のこういう細々と企業をやっている業者が5,500万円をあてにして私はやったのだと思うのです。これ万が一、却下されたらどんなになるのですか。ということは、私は恐らく、これは大丈夫だろうと。市のほうで、いや、これは大丈夫だからといってゴーサインを出したのだと思うのですよ。大丈夫だからやっていいよと。普通は、助成金とか補助金というのは、決定をしてから工事にかかるというのが常識なのです。そうでないですか。それで、恐らく工事のスケジュール、これは4月から始まっているわけですから、どこの時点でセンターといろいろ市と話をしたけれども、大丈夫だよと。だから、業者は一日も早く完成したいわけですから、ですから、そういう話があったのではないかという、これは推測です、そういう気がするのですよ。その辺をもう一度、本当に常任委員会に報告できなかったのか。私は、冗談でないよと言いたいのですよ。確かに8月30日に出てきています。ですけれども、くどいようですよけれども、何回も言いますけれども、自分で言っているでしょう、事前に何回も協議したって。そういうことで、その辺を的確な答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後の今後の計画の、この基金の見通しでございますけれども、何か新規が1件で継続が1件出るよだということでございますけれども、これは今年度中に出るのか、来年度に出るのか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 新産業創造等事業促進条例と開発促進条例の関係と、それから御質問は、言うなれば庁内における審査、これらについては開発促進条例と同じように民間人を審査の中に入れた中で、この新産業創造事業等の促進をするべきということかというふうに受けとめます。

新産業創造等事業の中には、審査会という形を条例上持っておりません。言うなれば、現在、中での条例ではございませんので、これらについては基金の部分がございましたので、当時、条例作成時の中で助成金の交付先のほうの振興センター等がございますので、それらの中で審査等もあることから、この部分の条例についてはなかったのかなというふうに思っております。

しかしながら、今、議員のほうからの御指摘ありましたので、これらについて所管のほうで協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、常任委員会の報告でございますけれども、これまでの部分でも言うなれば審査、それから総会等が決定してから御報告をさせていただいております。今後につきましては、計画段階といいますか、正式に本申請が出た段階の中で想定として、その部分について今後、常任委員会のほうに報告してまいりたいというふうに考えております。まことに申しわけございません。

それから、協議につきましては、これはもういろいろな形の中で、2年なり3年も行っている事業もありますし、それから直前になって急遽御相談があるというような内容もございます。これらの部分を先ほど申し上げた部分で、本申請が提出後につきまして計画として進めている段階の状況を常任委員会に今後説明申し上げたいというふうに思っています。よろしくお願ひ申し上げます。

そのような形で、言うなれば、その補助金に関する部分での事業者との行政、センターとのかわりかなというふうに思っておりますけれども、事業内容については先ほど申し上げたとおり、進捗状況にあわせセンター等と協議を行っているのも、これまでの事業についてもほぼ同様な形でございます。

それらの中で、先ほども答弁申し上げましたが、事業内容としてこの助成事業になかなか厳しいというようなものは、各市町でもその段階において取り下げをしているというのも、これまでも幾度も事業としてはございます。その何度かの、言うなれば協議の中で事業としてこの条例にマッチしているというものをもって本申請に向かうという形をとっております。その部分の中では、よほどのことがない限りにおいて、センターにおけます審査会等で御承認をいただけるものとして、これは各関係市町、それからセンターもそれらについて、この申請内容についてそれぞれの立場から完成をさせていながら、この申請事業者にとって最善の方法で事務を進めているということでございます。

それから、来年度の部分でございますけれども、これについてはまだ計画段階の部分と、それから話が昨今あった部分とかもございまして、現在のところ当市におきますこの促進条例、新産業創造等の促進条例が一番事業者にとって有効な助成施策というふうに思っておりますので、それらに対応できるような形の中で各事業者と協議を進めていきたいというふうに思っております。

これらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、進捗状況によって委員会のほうに御報告を申し上げたいというふうに思っておりますが、この部分につきましては、もう既に今年度につきましての2次申請は終了しておりますので、次の申請は明年の4月になりますので、25年度からの事業という形になる予定でございます。



○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 大体答弁でわかります。

それで、私は、先ほど、この促進条例とこちらの条例とのかかわりなのですけれども、産業創造等事業促進条例には、確かに委員というのですか、それは条例にありません。第4条の2項で、市長は全項の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付をすべきものと認めたときは振興センターに助成の申請を行うと、確かにそうです。だから私が言うように、条例にはないけれども、こういう開発促進条例がせつかくあるわけで、委員さんを委嘱しているのだと思うから、その方たちのお知恵もかりたほうがいいのではないかということをお願いしているのです。これから検討するというのですから、それはその辺で答弁は要りません。

それから、これは一番大事なことなのですけれども、答弁でもいろいろありましたけれども、先ほど私申しましたように、5,500万円の助成金ですか、それも落成が迫っているのに工事をやると。先ほど来も言っておりますけれども、行政としてはセンターといろいろ業者のために詰めて、これはもう当たり前のことなのですよ。ですけれども、万が一ということがありますので、その辺は行政とセンターと打ち合わせをして、雰囲気というのか、そういうことで、大体これは間違いないということだと思っておりますよ。だけれども、やはり市のほうで誰かが間違えないから、間違えないと思うから工事を始めていいよとゴーサインを出したのだと思うのですよ。その辺がちょっと答弁がなかったものですからお伺いをいたします。

それから、今後、振興センターの関係でこういうことがまた出てくると思うのです。ですから、今まで私が質問をいたしました、答弁もいただきました。今後そういうことがないように、これちょっと確約していただきたいのですけれども、急に補正を出すとか。本当に市長、これから審査をするわけですけれども、既成事実ですから、ああそうかいと聞くだけしかないのですよね。その辺が今後もあるのかなのか、今後はそういうことをいたしませんということになるのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今、議員御指摘の部分につきましては、別に特別なものではないと思います。議会に対する手続として、情報提供できるものについては、私どもも誠意をもって対応していきたいと思っております。

ただ、企画立案の過程のものについては変更になる場合もございますので、ある程度の内容をこちらのほうで確認した上で、内部的に協議をして議会のほうへお諮りをすると、あるいは情報提供をすると、こういうことに努めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 原田さんの質疑を打ち切ります。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 着工、事業開始部分についてのゴーサインということでございますけれども、我々所管にとっては、この制度を使い、新たな産業の創造を資する事業ということで、言うなれば本市の振興の部分の促進の形になるという事業内容については、積極的に進めるというスタンスの中から進めております。

よって、言うなれば、申請事業者に対しては今後の事務として審査会等の審査、承認を受けなければならないということは、制度の部分の中で重々言っておりますし、それらの部分については、今後の事務の流れでございますけれども、市といたしましては、その事業概要は順調に進捗するような形の中で進めていくというような方々から計画内容を、どうしても事業内容については期間が長くなる部分とか、冬期に向けての事業、今回の場合であればありますので、それらについては進捗についてお認めをしているというところはございますが、あくまで

も申請手続、それらについてが今後あるということについても、あわせて制度の内容を御説明しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田さんの質疑を打ち切ります。

ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の建設物ですね、屋内でやるパークゴルフ場とかいろいろありますけれども、今、既に屋内でやる体育館的なものが、アリーナチロルというものもありますよね。その中で、互換性というのですか、同じような使い道というのですか、アリーナチロルではいろいろ野球とかもできるですし、今回つくっているやつにしたら、そういうのは考えてはいないのでしょうかけれども、今後、このチロルの湯とか、いろいろひっくるめて相乗効果を考えているということなのですかけれども、そういったアリーナチロルとの互換性というのですか、そういうのは今後、市のほうでどういうふうを考えているのかと、もう1回、さっき原田さんが質問したのですけれども、今後も工事が先にありきで補助金が決まるよという形のものが出てくるのかどうか、もう1回聞きたいのですけれども、いいでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 室内パークゴルフ場が、アリーナチロルもパークゴルフができるので、その部分との兼ね合いの部分での女鹿議員の御質問かなというふうに思っています。

今回、この補正で行っております室内パークゴルフ場につきましては、言うなれば、コースをすべて人工芝でつくった形で、パークゴルフ場専用、そのほかにペイントボールとか、夜はゴルフの練習場も活用するという形をとっておりますけれども、基本的にはパークゴルフ場専用のコースでございます。

チロルアリーナにつきましては、現在、実態といたしましては野球を中心としたような形の中で、テニス、それからパークゴルフの部分についても利用はございますけれども、パークゴルフ場についてはごく少数の利用実態でございますので、この辺の今回の室内パークゴルフ場との兼ね合いは、私はほとんどないのかなというふうに思っております。

それから、パークゴルフ愛好者の部分での冬期におけます利用ニーズというものは、この近郊でも新十津川とか、例えば砂川のオアシスパークとかでも室内のパークゴルフ場、それからビニールハウスにおける、農家のビニールハウスを活用した形での冬期でのパークゴルフ場ございますけれども、これらとも全然質の違うものでございますので、言うなれば、冬期間における室内パークゴルフ場の要望というものは非常にあるのかなというふうに思っております。

それ意外の部分で、言うなれば宿泊とのパックでとか、スキー場を利用しているお客様もゴルフ場のほうに足を運んでいただく。これらはそれぞれの施設と協議をしていきながら、今後、企画を今、協議しているということでお聞きしております。

それから、工事の関係で、今後のこの事業に伴う工事の部分、事業内容によっては、私は審査会の結果を待たずして着手するものはあり得るというふうに思っております。

これまででも当市で行っていた事業につきましても、前段に行っているものもあります。それから、審査会等の決定を待ってから事業着手するというものもありますけれども、基本的に他の市町におきましても、ほとんどが諸手続事務等が終了するのを待ってではなくて、その前に着手しているというのが実態でございます。

よって、先ほど申し上げたとおり、事業計画がまとまった時点の中で、今後につきましては、想定事業として委員会のほうに御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成24年歌志内市議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時39分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      梶                      敏

署名議員      本      田      加      津      子